認可保育所・小規模保育事業のみなさまへ

「保育」は「大学権」は

「保育」は「大学権」は

「大学権」は

次のいずれかを実施する場合に、保育園バス購入時に費用を補助します!

- ●登降園時の児童の送迎
- ●屋外遊戯場への送迎

送迎の利用に加えて、こんな活用方法もあります!

- 保育士等の通勤時の送迎!
- ・連携園への送迎
- ・ 本園と分園間の移動など





# 保育園バス購入等補助事業の概要

# 【補助対象者】

認可保育所及び小規模保育事業設置者

#### 【補助要件】

認可保育所及び小規模保育所の利用促進を図ることを目的に保育園バスを導入し、市内施設で次のいずれかを実施する場合

- (1) 登降園時の児童の送迎
- (2) 施設から距離のある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎

# 【補助対象経費】

詳細は「横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱」をご参照ください。

- (1) 保育園バスの車両購入費またはリース費
- (2) チャイルドシート等の備品購入費
- ※保育所等における送迎用バスへの安全装置導入支援事業補助金交付要綱(令和5年に保運第 1773号)に定める安全装置の購入費、運搬費、設置費用及び工事費は、本補助金の対象外に なります。

### 【補助金額】

補助金額(上限240万円)は、補助対象経費(上限320万円)に4分の3を乗じて得た額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

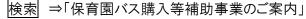
#### 【その他】

- ・バスの運行にあたっては、保育士等の1名以上の添乗を必須とします。
- ・バスの運行は、交付決定通知を受けた当該年度の3月を目途とします。
- ・利用者から実費徴収される場合、道路運送法第78条の規定による神奈川運輸支局長の 許可が必要となります。

#### 【申込期間及び申込方法】

申込期間:5月18日から8月末まで【予算が上限に達した場合は終了となります。】 申込み方法:こども青少年局保育対策課へ必要書類をご提出ください。

☆要綱及び申請書は二次元バーコードを読み取るか、又は横浜市ホームページから下 記を検索しダウンロードをお願いします。



- ・申請をご検討される際には、別途、「横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱」をご確認ください。
- ・ご質問などありましたらお気軽にご連絡ください。

# 【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局保育対策課 保育園バス担当

Tel:045-671-4469 / Fax:045-550-3606

Emai:kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp



